

第79回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2023年6月28日（水曜日）
午前10時

開催場所 | 第一ホテル東京
4階「プリマヴェーラ」

決議事項のご案内

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）更新の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7893/>



証券コード：7893

株式会社プロネクサス

当日は株主総会会場にご来場いただき出席する方法のほか、オンラインでのご出席も可能です。また、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくこともできますので、併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会へご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。

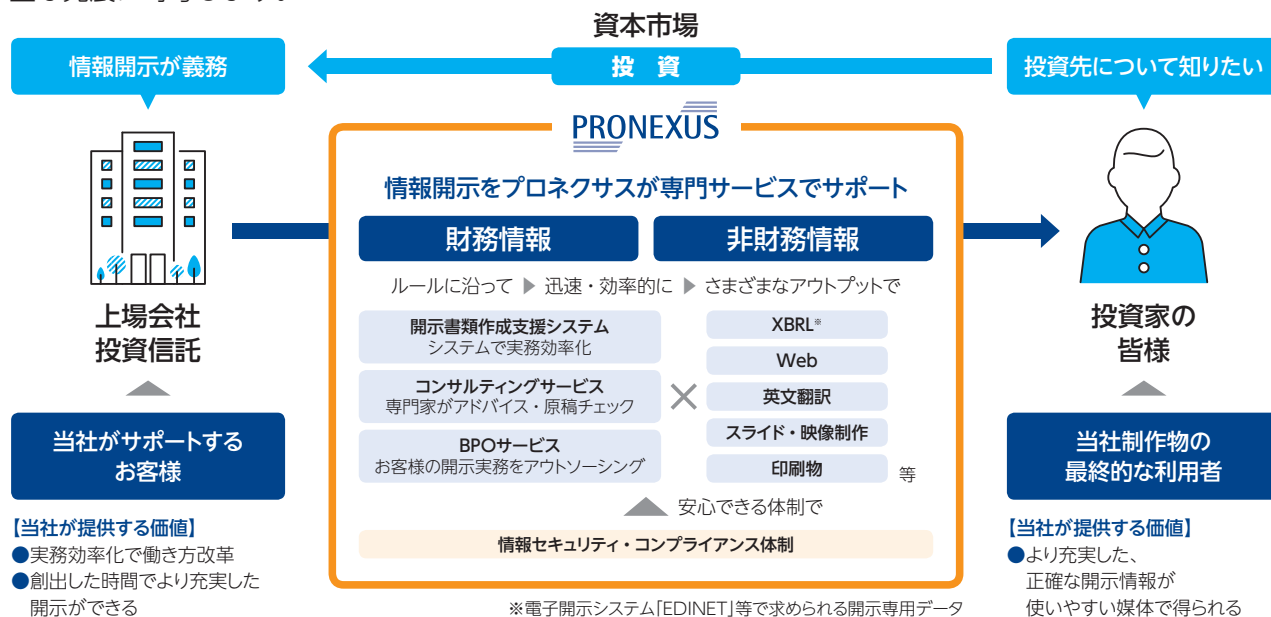


プロネクサスの事業領域

情報開示のインフラとして、お客様を専門サービスでサポートしています

株主総会招集通知や決算短信、有価証券報告書、投資信託運用報告書等、株主の皆様にとって身近な開示書類作成を裏方として支援しています。

創業期に株券印刷で培った品質・専門性へのこだわりは、サービスがIT化されても変わりません。当社の専門サービスによって正確かつ迅速な、より充実した開示がおこなわれることを通じて、資本市場の健全な発展に寄与します。



今後の環境変化にも対応し、持続的な成長を目指します

非財務情報開示拡充

現在、ESGを中心とした非財務情報開示の充実が進められています。お客様のコンサルティングニーズが急速に拡大しており、当社にとっても大きな成長領域と考えています。

開示の電子化・Web化

株主総会招集通知をはじめとした開示書類の電子化が進展しています。印刷物の需要減が見込まれる一方、Webでの情報拡充等、新たなサービスを提供してまいります。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第79回定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、株主総会招集通知の電子提供制度などの大きな環境変化を迎える中、非印刷分野のさらなる拡大やサステナビリティ情報等の非財務情報開示の充実に対応した開示周辺のドキュメント作成支援等、新たなビジネス領域に挑戦し、中長期的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月12日

東京都港区海岸一丁目2番20号

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野 剛史



会社法改正により株主総会資料の電子提供制度がスタートいたしました。


















会社法改正に伴い、本定時株主総会より株主総会資料につきましては、書面での送付に代えて、ウェブサイト等に掲載することにより、株主の皆様にご提供することになりました。

当社ではウェブサイト等への資料の掲載と併せて、当社の業績情報や決議事項等の情報がお手元でご確認いただけるサマリー版を送付させていただきますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

(注) インターネットのご利用が困難な場合など、書面での受領を希望される株主様につきましては、「書面交付請求」にかかるお手続きをおこなっていただくことで、引き続き書面でのお受け取りが可能です。その際は、株主名簿管理人またはお取引のある証券会社にお申し出ください。



第79回定時株主総会招集ご通知

日時		2023年6月28日（水曜日）午前10時												
場所		東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。												
目的事項	報告事項 	1. 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第79期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件												
	決議事項 	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件												
議決権行使等について		<p>事前に書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本定時株主総会におきましては、当日会場にご来場いただくことなく、後記の専用サイトを用いた方法により、オンラインでのご出席が可能です。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">事前に議決権を行使いただく場合</th><th colspan="2">当日に出席いただく場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>インターネットによる 議決権行使</td><td>書面による 議決権行使</td><td>会場での ご出席</td><td>オンラインでの ご出席</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事前に議決権を行使いただく場合		当日に出席いただく場合		インターネットによる 議決権行使	書面による 議決権行使	会場での ご出席	オンラインでの ご出席				
事前に議決権を行使いただく場合		当日に出席いただく場合												
インターネットによる 議決権行使	書面による 議決権行使	会場での ご出席	オンラインでの ご出席											
														

株主総会資料の電子提供措置について

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載（電子提供措置の開始日：2023年6月5日）しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項は、下記の株主総会資料掲載ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、東証ウェブサイトよりご覧いただく場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プロネクサス」または「コード」に当社証券コード「7893」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

WEB



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7893/teiji/>

※当社ウェブサイト（<https://www.pronexus.co.jp/>）からもアクセス可能です。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①連結計算書類の連結持分変動計算書および連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内



インターネットによる議決権行使

行使期限

2023年6月27日（火曜日）

午後6時まで

パソコンまたはスマートフォンから、下記のいずれかの方法にて議決権行使サイトへアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。



スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコード（※）を読み取ってください。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



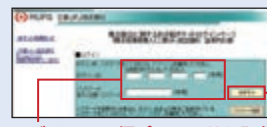
パソコンの場合

ログインID・仮パスワードを入力する方法

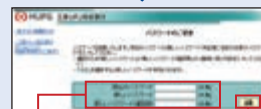
議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載されているログインID、仮パスワードを入力し、ログインしてください。
- 3 新しいパスワードを登録してください。
- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力
ログインをクリック



現在のパスワード、
新しいパスワードを入力
送信をクリック

システム等に関するお問い合わせ

議決権行使サイトに関するパソコンまたはスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使にあたっての注意事項

- 議決権行使サイトは、パソコンまたはスマートフォンからアクセスが可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

株主の皆様と
共に取り組む森林保全

当社では、QRコード等を用いたインターネットによる議決権行使をご利用いただけた場合、削減された郵便料金の一部を森林保全活動をおこなっている公益財団法人オイスカに寄付させていただきます。





書面による議決権行使

行使期限

2023年6月27日（火曜日）

午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
上記の行使期限までに到着するようご返送ください。（同封の「議決権行使書用紙・記載面保護シール」をご利用ください。）

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXX年XX月XX日

議案	議案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に〇印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に〇印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に〇印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に〇印

書面による議決権行使にあたっての注意事項

- 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

当日のご出席について

当社では、株主様が会場にご来場いただき出席する方法のほか、オンライン上で株主総会のライブ視聴や議決権行使、ご質問等をおこなうことができるよう、専用サイト（三菱UFJ信託銀行株式会社「Engagement Portal」、以下「本サイト」といいます。）を用いた株主総会を開催いたします。是非ご利用ください。

当日の株主総会出席方法

1 会場でのご出席



開催
日時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時開始

開催
場所

第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」

東京都港区新橋一丁目2番6号 / TEL (03) 3501-4411
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2 オンラインでのご出席



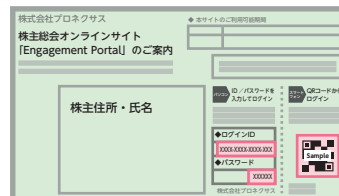
開催
日時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時開始（30分前からアクセス可能）

同封しております**緑色**の用紙（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内）をご参照のうえ、パソコンまたはスマートフォン、タブレットからログインください。

※議決権行使書用紙とお間違えないようご注意ください。



▶ 本サイトの機能や株主様の権利行使の取り扱いにつきましては、次ページをご参照ください。

株主総会オンラインサイトについて

本サイトにてご利用いただくことのできる機能につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。
本サイトへのログイン方法や各機能の操作方法ならびにオンラインでのご出席にあたっての注意事項等につきましては、同封しておりますリーフレット「オンラインでのご出席いただく株主の皆様へ」をご参照ください。

株主総会オンラインサイト
Engagement Portal

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- (注) 1. 毎日午前2時から午前5時までおよび日曜日・月曜日の午前0時から午前5時までにつきましては、メンテナンスのため本サイトをご利用いただくことができません。
2. システム障害や当社がやむを得ないと判断した場合など、本サイトの運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.pronexus.co.jp/>)においてお知らせいたしますので、ご確認ください。

1. 本サイトの機能

(1) 事前質問【利用期間：本招集ご通知到着時～6月21日（水）午後6時まで】

株主総会開催前にあらかじめ本株主総会の目的事項に関するご質問をおこなうことができます。

(2) ライブ視聴【利用期間：6月28日（水）午前10時～株主総会閉会まで】

株主総会の様子をライブ視聴することができます。利用開始日時の30分前からアクセス可能です。

(3) 当日質問【利用期間：6月28日（水）午前10時～質疑応答開始後一定時間経過まで】

株主総会当日に、本株主総会の目的事項に関するご質問を送信いただくことができます。

(4) 当日議決権行使【利用期間：6月28日（水）午前10時～議案の採決開始の時まで】

本株主総会にかかる各議案に対し、本サイト上で議決権を行使することができます。

2. 株主様の権利行使の取り扱いについて

本サイトよりご出席いただいた株主様は、会場に来場のうえご出席される株主様と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われますが、オンラインでの権利行使に関しまして、会場での取り扱いと異なる点がございます。株主様の権利行使に関する重要な事項となりますので、必ず次ページをご確認いただきますようお願い申し上げます。

本サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 株主総会オンラインサイト サポート専用ダイヤル
0120-676-808

(通話料無料／土日祝日を除く平日午前9時～午後5時)

オンラインでのご出席にあたっての株主様の権利行使の取り扱いについて

株主様のオンラインでの権利行使に関しましては、会場に来場のうえご出席される株主様と対応が異なる点がございます。オンラインでのご出席をご希望の株主様におかれましては、以下の点についてご理解いただいたうえで本サイトをご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

1. オンラインでのご出席について

- (1) 本サイトよりご出席いただくことができるのは、**株主様ご本人**に限定させていただきます。
- (2) **代理人など株主様以外のご出席はお断りさせていただきます**。ご希望の場合には、会場でのご出席をご検討ください。

2. 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使され、当日オンラインでのご出席により、重複して議決権を行使された場合は、下記の優先順位にもとづき、**より優先順位の高い方法で行使された内容を有効なもの**として取り扱わせていただきます。
 - ① 本サイトを利用してご出席のうえ、付議議案の全部または一部について議決権行使されたもの
 - ② 事前の行使期限までにインターネットにより議決権行使されたもの
 - ③ 事前の行使期限までに書面により議決権行使されたもの
- (2) 事前に議決権を行使され、当日オンラインでのご出席の際に議決権を行使されない場合は、**事前に議決権行使された内容を有効なもの**として取り扱わせていただきます。
- (3) 事前に議決権を行使せず、当日オンラインでのご出席の際にも議決権を行使されない場合は、**議決権行使をおこなわなかったもの（未行使）**として取り扱わせていただきます。

3. 質問および動議の取り扱いについて

- (1) 本サイトからのご質問については、システムの都合上、**文字数の入力制限（400文字以内）**がございました。
- (2) 当日の審議状況等により、**いただいたご質問のすべてに回答することができない**場合がございます。
- (3) 本サイトを利用して**動議を提出することはできません**。また、本株主総会の目的事項に記載のない件についての採決が必要になった際、**その一部について賛否の表明をおこなうことができない**など、一部制約事項がございます。



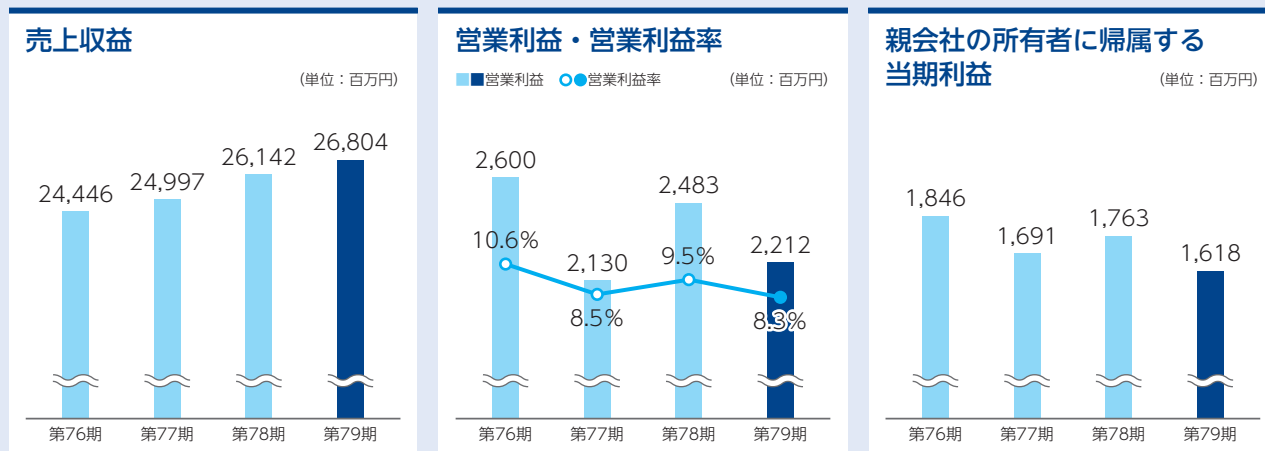
(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上収益 26,804 百万円 前期比 2.5%増 ↑	営業利益 2,212 百万円 前期比 10.9%減 ↓	親会社の所有者に 帰属する当期利益 1,618 百万円 前期比 8.2%減 ↓	親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) 6.8% 前期比 0.7pt減 ↓
---	---	---	--

直前3事業年度の業績推移



▶ **関連リンク** (QRコードを読み取っていただくと、当社スマート招集のウェブサイトへアクセスできます。)



- 「新中期経営計画2024」について
- 株主配当の推移について



製品区分別の概況

上場会社ディスクロージャー関連

売上収益 **11,733**百万円
構成比率 **43.8%**
前期比 **4.1%**増 ↑

取扱製品

- 株主総会関連書類（招集通知等）
- 決算関連書類（決算短信、有価証券報告書等）
開示業務支援システム
- IPO・ファイナンス関連書類
（目論見書等）



金融商品向けビジネス

金融商品ディスクロージャー関連

売上収益 **6,627**百万円
構成比率 **24.7%**
前期比 **3.8%**減 ↓

取扱製品

- 目論見書、有価証券届出書、運用報告書
- 投資信託書類作成システム
- 販売用資料・Webコンテンツ制作



上場会社向けビジネス

上場会社IR関連等

売上収益 **7,413**百万円
構成比率 **27.7%**
前期比 **7.2%**増 ↑

取扱製品

- IR関連書類（株主通信等）
- IRサイト構築・更新サービス
- 英文翻訳
- 株主総会運営支援



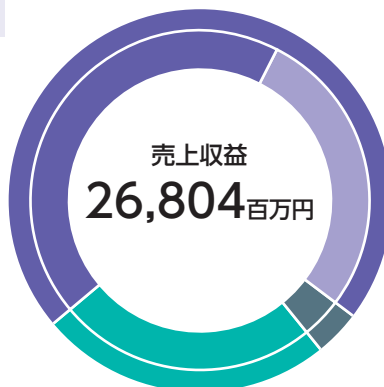
データベースビジネス

データベース関連

売上収益 **1,031**百万円
構成比率 **3.8%**
前期比 **3.7%**減 ↓

取扱製品

- 企業情報データベース
- 経済統計データベース
- ファイナンスデータベース



事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対する行動制限や経済活動の制限が緩和されたことで、個人消費に持ち直しの動きがみられました。その結果、企業業績については、総じて改善傾向がみられました。一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に加え、欧米中央銀行の利上げによる円相場の急落や物価の急速な上昇等、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

当事業と関連性が高い国内証券市場においては、急速な円安進行を背景に、日経平均株価が27,000円台前半を中心に推移いたしました。前期の日経平均株価は28,000円台前半を中心に推移しており、当連結会計年度は同株価水準を下回る結果となりました。

このような状況のもと、2022年4月に東京証券取引所の新市場区分がスタートいたしました。新市場区分のうちプライム市場では、改訂コーポレートガバナンス・コードについて、より高水準のガバナンスを求める原則が適用されました。そのため、特にプライム市場の上場会社による株主・投資家への情報提供をさらに強化する動きが高まり、関連製品である株主総会招集通知や英文翻訳サービス等の増収につながりました。一方で、欧米中央銀行の利上げや、それに伴う円相場の急落を背景に、J-R E I T市場や外国債券が前期に比べて軟調であったことなどから、関連製品の受注が減少いたしました。これらの結果、当連結会計年度の連結売上収益は、前期比2.5%増の26,804百万円となりました。

売上原価は、受注増に対応するため労務費や外注費が増加したほか、開示書類作成支援システムのバージョンアップ費用や資源価格の高騰に伴う印刷用紙代の値上げ等により、1,057百万円増加いたしました。これにより売上原価率は、前期比2.4ポイント増の63.8%となりました。この結果、売上総利益は前期比3.9%減の9,692百万円となりました。また、販売費及び一般管理費は、業務効率化や経費削減に努めたことや新型コロナウイルス拡大に伴うD X投資等スポット費用の反動減により、前期比1.6%減の7,451百万円となりました。これらの結果、営業利益は前期比10.9%減の2,212百万円となりました。

また、金融収益を90百万円、金融費用を6百万円、持分法による投資利益を96百万円それぞれ計上し、税引前利益は前期比8.9%減の2,391百万円となりました。これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比8.2%減の1,618百万円となりました。

製品区別の概況

上場会社ディスクロージャー関連

主力製品である株主総会招集通知については、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応がさらに拡大し、従来のカラー化・情報拡充が進展いたしました。また、株主総会資料の電子提供措置に対応するため、多くの上場会社が定款変更を実施したことによるページ数増加や、個人株主数の増加により受注単価が上昇いたしました。加えて、働き方改革による業務効率化ニーズが根強く、開示書類作成アウトソーシングサービスの受注が増加いたしました。これらの結果、上場会社ディスクロージャー関連の売上収益は、前期比4.1%増の11,733百万円となりました。

上場会社 I R 関連等

昨年4月に東京証券取引所の新市場区分がスタートし、英文開示や非財務情報開示の拡充等を求めるプライム市場向けのコーポレートガバナンス・コードが適用されました。それに伴って、決算短信や株主総会招集通知等の英文翻訳サービスが順調に拡大したほか、非財務情報関連のコンサルティングの受注も増加いたしました。加えて、株主との対話促進のため、株主総会のビジュアル化サービス・バーチャル株主総会支援サービスの増収も寄与いたしました。これらの結果、上場会社 I R 関連等の売上収益は、前期比7.2%増の7,413百万円となりました。

金融商品ディスクロージャー関連

国内投資信託市場は、一部ファンドの新規設定が減速したものの、定期製品である運用報告書の受注が増加いたしました。一方、欧米中央銀行の利上げや、それに伴う円相場の急落を背景に、J-R E I T市場は海外投資家の買い手控え等により軟調だったほか、外国債券の発行が前期に比べて減少したことから、関連製品の受注が減少いたしました。これらの結果、金融商品ディスクロージャー関連の売上収益は、前期比3.8%減の6,627百万円となりました。

データベース関連

新規顧客の受注に努めたものの、既存顧客との契約更改に際し、一部解約や単価ダウンがありました。その結果、データベース関連の売上収益は、前期比3.7%減の1,031百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第76期 (2020年3月期)	第77期 (2021年3月期)	第78期 (2022年3月期)	第79期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上収益	(百万円) 24,446	24,997	26,142	26,804
営業利益	(百万円) 2,600	2,130	2,483	2,212
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円) 1,846	1,691	1,763	1,618
基本的1株当たり当期利益	(円) 68.53	62.87	68.18	63.43
資産合計	(百万円) 33,049	36,337	35,560	36,918
資本合計	(百万円) 22,506	23,452	23,453	24,436
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円) 834.02	877.73	918.12	956.34

(注) IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、事業環境が大きく変化する中、以下の課題に取り組むことにより、事業領域の拡張、競争力・収益力・顧客満足の上昇に努めてまいります。

- ① 株主総会プロセスの電子化・開示制度の変化に対応した中核ビジネスの強化と拡張
- ② 制作・製造プロセスの電子化対応と生産性向上・収益性改善
- ③ DX・働き方改革に対応したシステム・コンサルティング・BPOサービス強化
- ④ 非財務情報開示の充実に対応したコンサルティング・英文開示・Webサービスの拡大と体制強化
- ⑤ グループ事業の強化と新たなビジネス領域の拡大
- ⑥ ESG・サステナビリティ経営への取り組み

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

「新中期経営計画2024」(2023年3月期～2025年3月期)の進捗状況について

当連結会計年度における重点戦略の主な取り組み

1 招集通知電子化を乗り越える成長戦略



- 「招集通知電子化対応サービス」を導入開始(3月)。セキュアなサーバーによる保管・掲載サービスや、Web版招集通知「スマート招集®」の受注が増加

制度変更に対応した新サービスの提供開始

2 投資信託分野のペーパーレス化に対応する成長戦略

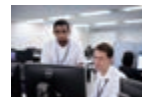


- 投資信託開示書類作成支援システム「FDS*」の機能拡張・導入拡大
- 投資信託会社のWebを中心とした販促活動支援拡大

お客様の実務負荷低減・販促活動を支援

*FDS:PRONEXUS FUND DOCUMENT SYSTEMの略称

3 「非印刷分野」のさらなる拡大と収益力改善



- 株主総会招集通知・決算短信等の英文翻訳サービスを順調に拡大
- 非財務情報関連のコンサルティング強化

市場ニーズを捉えた成長分野の拡大

4 新たなビジネス領域の挑戦・「ドキュメントプラットフォーム」の実現



- 開示書類作成支援システム「PRONEXUS WORKS」の他社会計システムとの連携強化

上場会社のお客様の実務効率化を促進

5 人材戦略・アライアンス戦略



- イベント映像サービス会社「株式会社シネ・ホールディングス」を子会社化(3月)し、株主総会運営支援サービスを強化

M&Aにより「非印刷分野」の体制強化

6 財務目標

ROE
6.8%

配当性向
56.8%

- 受注増に伴う労務費・外注費増加等により減益。ROE目標は未達成
- 連結配当性向は、56.8%と目標を達成

環境変化に対応した収益力向上が継続課題

2024年3月期・2025年3月期の業績目標

2024年3月期・2025年3月期の業績目標を未定としておりましたが、その要因である株主総会招集通知の電子提供制度は本年3月に導入され、四半期開示の一本化の制度概略が公表されたことにより、業績影響が一定仮説のもとに算出可能となりましたので、業績目標を公表いたします。

詳細につきましては2023年5月11日付適時開示資料「『新中期経営計画2024』業績目標の公表について」をご覧ください。

●業績目標

(単位:百万円)

年度	2023年3月期計画	2023年3月期実績	2024年3月期計画	2025年3月期計画
売上収益	27,000	26,804	30,000	30,000
営業利益	2,600	2,212	2,400	2,400
当期利益*	1,800	1,618	1,650	1,650
営業利益率	9.6%	8.3%	8.0%	8.0%
ROE	7.7%	6.8%	6.8%	6.8%
配当性向	51.0%	56.8%	50%以上を基準	

*親会社の所有者に帰属する当期利益

●主な業績影響要因・前提条件

*当社想定

環境変化等	2024年3月期計画	2025年3月期計画
株主総会招集通知電子提供制度	従来どおり印刷する会社約70%*	従来どおり印刷する会社約35%*
	売上影響軽微	マイナス要因
四半期開示の一本化	作業工程の変更・工数増加、新サービス開始	四半期報告書の印刷減少
	労務費・人件費増加	マイナス要因
投資信託分野のペーパーレス化進展	—	目論見書・運用報告書ペーパーレス化進展
	—	マイナス要因
新中計の推進	●株式会社シネ・ホールディングスの子会社化 ●システム・英文・非財務情報関連コンサルティング等拡大 プラス要因 売上・利益に大きく寄与	

●制度変更等に対応する新サービス拡大

●2025年3月期はマイナス影響を最小限にとどめ売上・利益水準の維持を目指す

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,562百万円であります。その主なものは、開示業務支援システム等の開発費用1,311百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

ディスクロージャー・IRにかかる情報加工の総合サービス

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社アспコミュニケーションズ	30	100.0	データ加工、情報セキュリティ管理およびシステム開発
日本財務翻訳株式会社	80	100.0	開示書類の翻訳
株式会社アイ・エヌ情報センター	200	96.9	経済統計・ファイナンスデータベース
株式会社レインボー・ジャパン	30	100.0	Webサイトの制作・運用
株式会社ディスクロージャー・プロ	10	100.0	開示書類作成BPO事業
株式会社シネ・ホールディングス	100	100.0	持株会社
株式会社シネ・フォーカス	50	100.0 (100.0)	映像・音響機器・情報機器のレンタル業
台湾普羅納克廈斯股份有限公司	65 百万新台幣	100.0	日系企業向けBPO事業
PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD	20,184 百万ベトナムドン	100.0	日系企業向けBPO事業

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 2023年3月31日付で株式会社シネ・ホールディングスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3. 株式会社シネ・フォーカスは、株式会社シネ・ホールディングスの完全子会社で当社の孫会社となります。

4. 2022年8月2日付でPRONEXUS VIETNAM CO.,LTDへの出資比率を95.0%から100.0%に変更いたしました。

(8) 主要な事業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

- 本社 : 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
大阪支店 : 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
名古屋支店 : 名古屋市中区栄三丁目8番20号 名古屋証券取引所ビル
札幌営業所 : 札幌市中央区北二条西三丁目1番地 敷島ビル
広島営業所 : 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル
福岡営業所 : 福岡市中央区大名二丁目8番1号 肥後天神宝ビル
戸田工場 : 埼玉県戸田市南町6番7号

② 主要な子会社

- 1) 株式会社アスプコミュニケーションズ
所在地: 富山県富山市婦中町島本郷10番地8
- 2) 日本財務翻訳株式会社
所在地: 東京都港区浜松町一丁目18番16号
- 3) 株式会社アイ・エヌ情報センター
所在地: 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1 興和一橋ビル
- 4) 株式会社レインボー・ジャパン
所在地: 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号
- 5) 株式会社ディスクロージャー・プロ
所在地: 東京都港区浜松町一丁目7番3号 第1ビル6階
- 6) 株式会社シネ・ホールディングス
所在地: 東京都中央区銀座一丁目19番7号
- 7) 株式会社シネ・フォーカス
所在地: 東京都中央区銀座一丁目19番7号
- 8) 台湾普羅納克廈斯股份有限公司
所在地: 台湾台北市信義区基隆路2段51号
- 9) PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD
所在地: 13th Floor, Zen Plaza Building, 54-56 Nguyen Trai Street,
Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Viet Nam

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,651名	211名増

(注) 1. 上記使用人数には、臨時雇用者は含んでおりません。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて211名増加いたしましたのは、体制強化のための中途採用および2023年3月31日付で株式会社シネ・ホールディングスを連結子会社化したことなどによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
875名	25名増	42.5歳	12.5年

(注) 上記使用人数には、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	145
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
日本生命保険相互会社	50

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 139,500,000株
- ②発行済株式の総数 27,716,688株
- ③株主数 28,945名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
上野守生	4,070,880	15.96
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,816,677	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,684,800	6.60
上野誠子	1,410,780	5.53
プロネクサス社員持株会	1,122,708	4.40
上野吉生	796,000	3.12
上野剛史	734,420	2.88
峯戸松明子	729,600	2.86
岡田達也	563,200	2.21
上野大介	463,120	1.82

(注) 持株比率は自己株式 (2,207,521 株) を控除して計算しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	上 野 守 生	
代表取締役社長	上 野 剛 史	株式会社アスプコミュニケーションズ 代表取締役社長 日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長 PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD Chairman
取締役	森 貞 裕 文	常務執行役員 (システム戦略担当) システムコンサルティング事業部長
取締役	林 清 隆	常務執行役員 (ソリューション戦略担当) ソリューション事業部長
取締役	藤 澤 賢 二	常務執行役員 (財務・人事戦略担当) 管理統括部長
取締役	小 澤 則 夫	執行役員 (マーケティング戦略担当) マーケティング事業部担当
取締役	長 妻 貴 嗣	三協フロンテア株式会社 代表取締役社長
取締役	清 水 謙	株式会社WD I 代表取締役社長
取締役	酒 井 一 郎	酒井重工業株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	佐 瀬 あかね	
監査役	須 藤 修	須藤綜合法律事務所 パートナー 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外監査役 京浜急行電鉄株式会社 社外監査役
監査役	忍 田 卓 也	西村あさひ法律事務所 パートナー
監査役	津 田 良 洋	津田良洋公認会計士事務所 所長 沖電気工業株式会社 社外監査役

- (注) 1.取締役長妻貴嗣氏、取締役清水謙氏および取締役酒井一郎氏は、社外取締役であります。
 2.監査役須藤修氏、監査役忍田卓也氏および監査役津田良洋氏は、社外監査役であります。
 3.当社は、上記社外取締役3名、社外監査役須藤修氏および社外監査役津田良洋氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、社外監査役忍田卓也氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はおこなっておりません。
 4.監査役津田良洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5.監査役須藤修氏は、2022年6月20日をもって株式会社バンダイナムコホールディングスの社外監査役を退任いたしました。
 6.2023年4月1日付で、取締役の担当が次のとおり変更になりました。

氏名	新役職および担当	旧役職および担当
藤澤 賢二	取締役 常務執行役員（財務・人事戦略担当） 管理統括部長 兼 グループ事業管理室長	取締役 常務執行役員（財務・人事戦略担当） 管理統括部長

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社である株式会社アスプコミュニケーションズ、日本財務翻訳株式会社、株式会社アイ・エヌ情報センター、株式会社レインボー・ジャパン、株式会社ディスクロージャー・プロ、台湾普羅納克廈斯股份有限公司およびPRONEXUS VIETNAM CO.,LTDの取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

③取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2022年5月13日開催の取締役会において改定しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬に関しては、定量評価および定性評価のそれぞれの基準によるものとする。定量評価の基準としては売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、ならびに経営指標として定める営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)の年度ごとの達成状況にて評価する。

一方、定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期それぞれの視点から総合的に評価する。

ハ. 上記イ. の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬の額は、固定報酬の額の40%を上限とし、各取締役の職責や役位に応じて取締役ごとに設定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとする。

二. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月現金で支給するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長上野剛史氏に決定を一任するが、事前に「指名・報酬委員会」での審議を経ることにより、報酬等の額決定に係るプロセスの公正性・透明性を強化する。なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、おこなうものとする。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役	232	198	34	—	9
（うち社外取締役）	(22)	(22)	—	—	(3)
監査役	35	35	—	—	4
（うち社外監査役）	(20)	(20)	—	—	(3)
合計	267	233	34	—	13
（うち社外役員）	(42)	(42)	—	—	(6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる定量評価の基準および2022年3月期の実績は、売上収益26,142百万円、営業利益2,483百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,763百万円、ならびに当社の重視する経営指標として定める営業利益率9.5%および親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）7.5%となっており、すべての指標につきまして、目標を達成いたしました。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力および資本効率の向上が重要と考えており、それらを当社の重視する経営指標として定めていることによるものであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長上野剛史氏に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の固定報酬の額および社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する重点施策に対し、定量と定性の両面から評価をおこなうには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。
6. 業績連動報酬等の額につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にもとづき、上記2. による定量評価や各取締役の設定した重点施策の達成状況による定性評価をおこない、固定報酬額の0%から40%の範囲内で決定しております。

④社外役員に関する事項

1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位 および氏名	兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
取締役 長 妻 貴 嗣	三協フロンテア株式会社 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
取締役 清 水 謙	株式会社WD I 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
取締役 酒 井 一 郎	酒井重工業株式会社 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
	須藤綜合法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
監査役 須 藤 修	三井倉庫ホールディングス株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
	京浜急行電鉄株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
監査役 忍 田 卓 也	西村あさひ法律事務所 パートナー	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる売上実績はありませんが、当社から兼職先への支払額は当社連結売上収益の0.1%未満となっております。
	津田良洋公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
監査役 津 田 良 洋	沖電気工業株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 長妻 貴嗣	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的にこなっております。 当社営業戦略に関し、競争優位性の観点から現状分析と課題解決に向けた提言をおこなうなど、適切に役割を果たしております。
取締役 清水 謙	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的にこなっております。 当事業戦略について、人財獲得・育成の視点から具体的な方策を提案するなど、適切に役割を果たしております。
取締役 酒井 一郎	取締役会10回のうち8回に出席（出席率80%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的にこなっております。 当社営業戦略に関し、コストを意識した戦略立案を提言するなど、適切に役割を果たしております。
監査役 須藤 修	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士としての専門的見地から発言をおこなっております。
監査役 忍田 卓也	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に企業再編に関する事項や海外事業に関し、弁護士としての専門的見地から発言をおこなっております。
監査役 津田 良洋	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言をおこなっております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

(ご参考)

当社のコーポレートガバナンス体制について

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は下記の基本方針や経営理念にもとづき、コーポレートガバナンス体制を構築しております。また、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、2022年6月に「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を改訂し、当社ウェブサイト上で公開しております。

1. 基本方針

当社は、顧客、株主、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンスおよびリスク管理の徹底を図ることでコーポレートガバナンスを充実させてまいります。

2. 経営理念

<MISSION>

私たちプロネクサスグループは、情報コミュニケーションとドキュメンテーションを支えるプロフェッショナルとして社会・経済の持続的発展に貢献いたします。

<VALUE>

1. PROfessional【専門性】専門性でお客様の実務を支える
2. PROper【適正性】正確かつ適正なサービスを提供する
3. PROmpt【迅速性】お客様のニーズにいち早く応える
4. PROgress【革新性】革新的なサービスを創造する
5. PROsocial【社会性】社会と共生する視点をもつ

<VISION>

世界で類のない、専門性に特化したニッチトップ企業グループへ

2 株主等ステークホルダーとの関係

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、当社「ディスクロージャーポリシー」および「IRポリシー」にもとづく適切な対応をおこないます。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、顧客、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの貢献により実現されるものであり、当社は、各ステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努め、経営活動を遂行します。

3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「ディスクロージャーポリシー」および「IRポリシー」にもとづき、投資判断に影響を及ぼすべき未公表の重要情報の管理の重要性を認識し、これを厳格に管理します。また、外国人株主に対する平等性の観点から、決算短信、決算説明資料等、主要な開示資料の英語版を提供します。

4 取締役会および監査役会

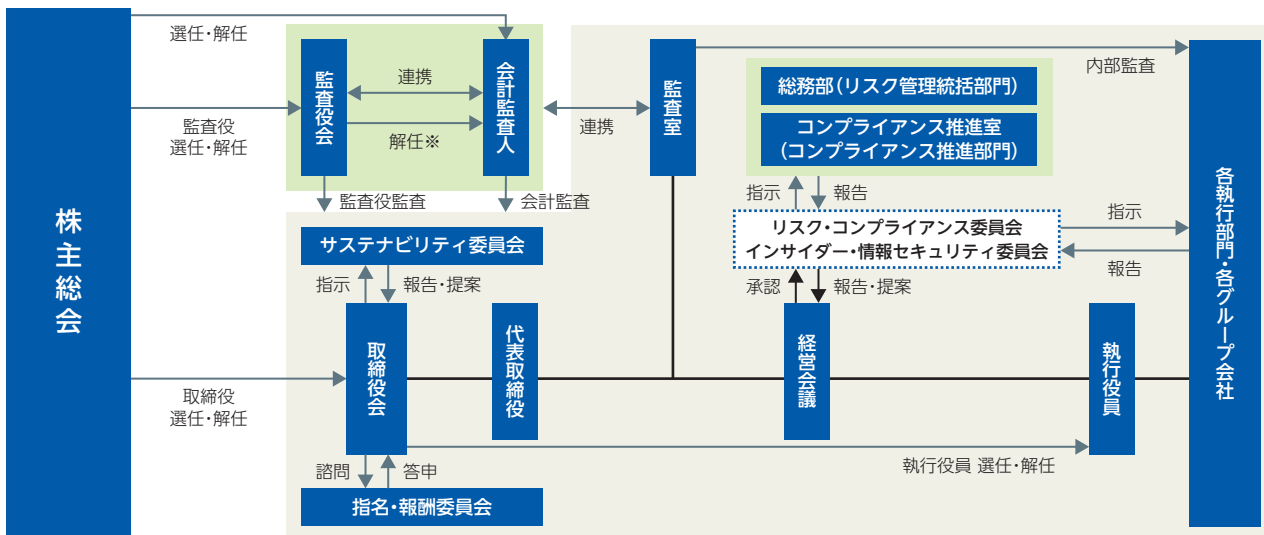
取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、中長期的な企業価値向上を目指し、当社の経営に関わる重要事項の審議および意思決定ならびに会社の事業、経営全般に対する監督をおこないます。また、取締役会の構成については、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は10名以内とします。

監査役会は、その期待される役割・責務を実効的に果たすため、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者をバランスよく備え、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上含んだ構成とし、その員数は4名以内とします。

5 取締役および監査役

当社は、取締役および監査役候補者ならびに社外役員候補者の指名にあたり、「プロネクサスコーポレートガバナンス・ガイドライン」において指名方針を定めており、取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役が構成の過半数を占める「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会で決定しております。また、取締役の解任方針についても定めております。

当社のコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の概要図



※会社法第340条第1項に定める事由による

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 決定内容の概要

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させるとともに、教育等を通じてコンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。また、第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努める。また、「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。また、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、所管する各部門の業務を執行する。

⑤会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「プロネクサスグループ基本規程」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

⑥監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

⑧上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。また、監査役は内部監査部門との連携を図るなど、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 運用状況の概要

①コンプライアンス

当社は、コンプライアンス推進部門を中心に、当社経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづくコンプライアンス意識の維持・向上活動を、全社員を対象に実施しております。当事業年度におきましては、全社員を対象にハラスメント防止等をテーマとしたコンプライアンス研修を継続して実施したほか、個人情報保護法の改正に伴い、関連規程の整備や法改正のポイントを社員向け研修内容に盛り込むなど、コンプライアンスに関する理解深耕と意識の醸成に努めております。

②リスク管理

当社は「リスク管理規程」にもとづき、各部門における対応すべきリスクの洗い出し、識別、分析および対応策の検討をリスク管理統括部門である総務部を中心におこなっております。

情報セキュリティに関しては、全社範囲で認証取得しておりますISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の活動のもと、システム単位でのリスクの特定および予防・是正処置の実施を「インサイダー・情報セキュリティ委員会」において検討、決定しております。当事業年度におきましては、サイバー攻撃等をはじめとした情報セキュリティ脅威に備えるため、社員向けの教育訓練を継続して実施したほか、当社グループ全体でのリスク情報共有の体制構築をおこなうなど、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めております。

その他、地震など自然災害発生を想定し、全社員対象の安否確認訓練を年2回実施しております。

③監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、業務執行にかかる重要書類等を確認し、当社および子会社の役員および従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、内部監査部門およびコンプライアンス推進部門との情報交換等を通じて緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との意見交換を定期的を実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをおこなう必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取り組みについての概要

当社は、ディスクリージャー分野の電子化が進み、事業環境が変化していく中、Web・英文翻訳・BPO等の非印刷分野のさらなる拡大や、サステナビリティ情報をはじめとした非財務情報開示の充実に対応するためのシステム・コンサルティング機能を強化することにより、事業領域の拡張、競争力、収益力、顧客満足の向上を目指して、2022年5月に「新中期経営計画2024」を策定し、以下の重点戦略を推進しております。

- (1) 招集通知電子化を乗り越える成長戦略
- (2) 投資信託分野のペーパーレス化に対応する成長戦略
- (3) 「非印刷分野」のさらなる拡大と収益力改善
- (4) 新たなビジネス領域の挑戦・「ドキュメントプラットフォーム」の実現
- (5) 人財戦略・アライアンス戦略

これらの取り組みを着実に遂行することにより、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2008年4月30日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2020年6月24日開催の当社第76回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後のプランを「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2023年6月開催予定の当社第79回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっていることから、2023年5月11日開催の取締役会決議にもとづき、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プラン継続の背景として、当社事業が企業のディスクロージャー・IR支援という、いわば資本市場の健全な成長に貢献する社会的インフラともいべき高い社会性を有していることが挙げられます。当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っております。そうした事業特性がもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランの継続を決定いたしました。

④具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由の概要

1. 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

2. 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

3. 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識し、諸施策を実施しております。配当につきましては、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針とし、原則50%以上の連結配当性向を基準としております。

当社は会社法第459条の規定にもとづき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を当社定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、2023年5月18日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき18円とさせていただく予定です。なお、2022年10月31日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき、18円の間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は36円となり、連結配当性向は56.8%となります。

また当社は、これまで株主への利益還元と資本効率の向上に資する自己株式取得を実施してきました。当連結会計年度においては、自己株式を取得しておりませんが、設備や人財投資、M&A等の成長投資とのバランスも勘案し、引き続き株主還元施策のひとつとして重視してまいります。なお、2023年3月末時点で発行済株式総数の8.0%、2,207千株の自己株式を保有しております。



(ご参考)

連結計算書類等サマリー

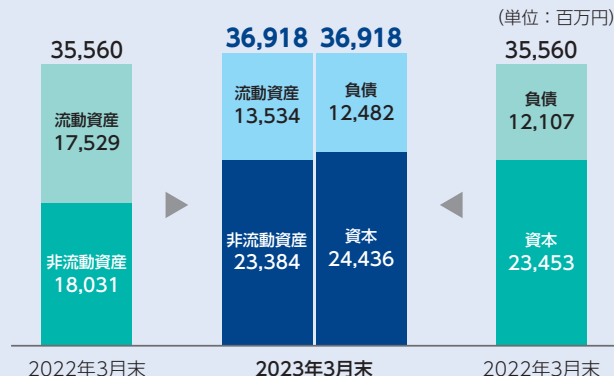
連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

1 流動資産

現金及び現金同等物の減少、営業債権及びその他の債権の増加等により、前期比3,995百万円減少し、13,534百万円となりました。

2 非流動資産

のれんの増加、その他の金融資産の増加等により、前期比5,353百万円増加し、23,384百万円となりました。



3 負債

営業債務及びその他の債務の増加、その他の流動負債の増加等により前期比376百万円増加し、12,482百万円となりました。

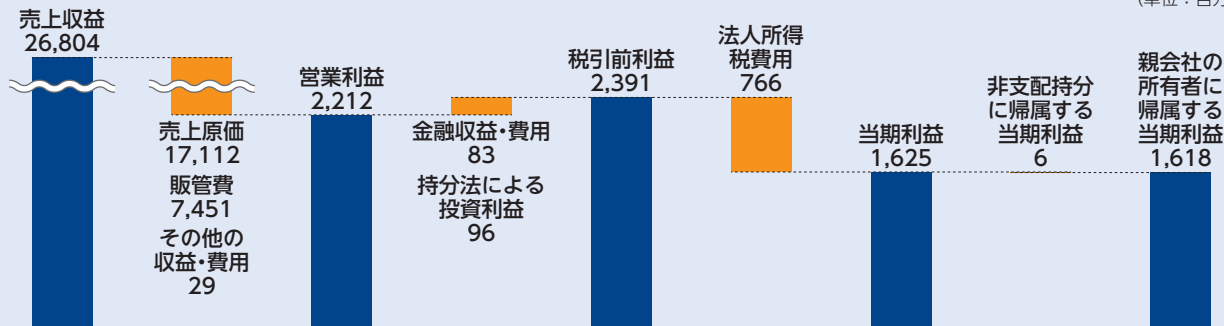
4 資本

親会社の所有者に帰属する当期利益の計上、剰余金の配当等により、前期比983百万円増加し、24,436百万円となりました。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

当期における各利益科目の増減要因

(単位：百万円)



▶ [関連リンク](#) (QRコードを読み取っていただくと、当社スマート招集のウェブサイトへアクセスできます。)



- 連結持分変動計算書および連結注記表
- 株主資本等変動計算書および個別注記表



連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産		
流動資産	13,534,261	17,529,204
現金及び現金同等物	7,574,004	12,207,624
営業債権及びその他の債権	3,122,537	2,572,741
その他の金融資産	1,883,697	1,741,441
棚卸資産	601,723	709,192
その他の流動資産	352,299	298,205
非流動資産	23,383,964	18,030,581
有形固定資産	4,349,871	4,318,258
使用権資産	2,930,134	3,067,975
のれん	5,140,687	472,287
無形資産	2,992,012	2,791,080
投資不動産	186,322	186,322
持分法で会計処理されている投資	900,821	825,274
その他の金融資産	5,863,264	5,461,066
繰延税金資産	956,474	856,831
その他の非流動資産	64,380	51,487
資産合計	36,918,225	35,559,785

科目	当期	(ご参考) 前期
負債		
流動負債	6,621,617	6,291,828
借入金	116,540	51,652
リース負債	771,299	796,512
営業債務及びその他の債務	1,744,201	1,640,755
未払法人所得税等	504,767	440,053
契約負債	719,178	721,538
その他の流動負債	2,765,632	2,641,318
非流動負債	5,860,466	5,814,721
借入金	378,010	300,000
リース負債	2,070,057	2,318,794
退職給付に係る負債	2,686,459	2,570,536
引当金	219,391	204,329
その他の非流動負債	506,549	421,061
負債合計	12,482,083	12,106,549
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	24,395,339	23,420,568
資本金	3,058,651	3,058,651
資本剰余金	4,688,104	4,694,634
自己株式	△2,269,465	△2,269,362
その他の資本の構成要素	1,064,206	941,708
利益剰余金	17,853,844	16,994,938
非支配持分	40,803	32,668
資本合計	24,436,142	23,453,236
負債及び資本合計	36,918,225	35,559,785

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上収益	26,804,039	26,141,848
売上原価	△17,111,711	△16,055,057
売上総利益	9,692,328	10,086,791
販売費及び一般管理費	△7,450,982	△7,574,083
その他の収益	76,431	74,646
その他の費用	△105,638	△104,484
営業利益	2,212,138	2,482,870
金融収益	89,729	68,340
金融費用	△6,481	△6,414
持分法による投資利益	95,624	78,770
税引前利益	2,391,011	2,623,567
法人所得税費用	△766,462	△855,052
当期利益	1,624,549	1,768,515
当期利益の帰属		
親会社の所有者	1,618,139	1,762,748
非支配持分	6,410	5,767
当期利益	1,624,549	1,768,515

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	10,160,087	14,805,714
現金及び預金	3,857,716	8,900,274
受取手形	15,210	9,129
売掛金	2,661,494	2,432,022
有価証券	2,799,968	2,699,968
仕掛品	274,274	321,890
原材料及び貯蔵品	10,012	11,251
前払費用	412,620	380,320
その他	131,032	52,355
貸倒引当金	△2,239	△1,496
固定資産	18,232,738	12,648,121
有形固定資産	2,834,850	3,065,590
建物	805,543	874,861
構築物	23,995	27,694
機械及び装置	512,387	616,223
車両運搬具	5,051	9,751
工具器具備品	108,506	157,694
土地	1,379,367	1,379,367
無形固定資産	2,642,035	2,449,137
ソフトウェア	2,374,981	2,324,824
ソフトウェア仮勘定	260,413	117,613
その他	6,641	6,701
投資その他の資産	12,755,853	7,133,394
投資有価証券	4,356,702	3,938,894
関係会社株式	7,230,031	2,045,684
敷金及び保証金	542,312	559,367
施設利用会員権	25,082	25,082
その他	630,363	583,812
貸倒引当金	△28,636	△19,444
資産合計	28,392,825	27,453,835

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	4,059,718	4,016,958
買掛金	1,241,477	1,114,877
短期借入金	50,000	50,000
リース債務	23,369	30,583
未払金	770,318	848,624
未払消費税等	172,931	155,067
未払法人税等	341,934	208,393
未払費用	274,179	432,857
契約負債	556,359	533,423
賞与引当金	485,747	466,389
その他	143,403	176,746
固定負債	2,133,808	2,068,569
長期借入金	300,000	300,000
リース債務	43,271	66,640
役員長期未払金	176,000	176,000
繰延税金負債	202,767	132,870
退職給付引当金	1,411,771	1,393,060
負債合計	6,193,526	6,085,527
純資産の部		
株主資本	21,116,110	20,453,685
資本金	3,058,651	3,058,651
資本剰余金	4,683,596	4,683,596
資本準備金	4,683,596	4,683,596
利益剰余金	15,643,329	14,980,800
利益準備金	177,337	177,337
その他利益剰余金	15,465,992	14,803,463
固定資産圧縮積立金	1,324,606	1,353,210
別途積立金	12,600,000	12,600,000
繰越利益剰余金	1,541,386	850,253
自己株式	△2,269,465	△2,269,362
評価・換算差額等	1,083,189	914,623
その他有価証券評価差額金	1,083,189	914,623
純資産合計	22,199,300	21,368,308
負債純資産合計	28,392,825	27,453,835

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	25,154,506	24,449,518
売上原価	16,484,960	15,538,087
売上総利益	8,669,546	8,911,431
販売費及び一般管理費	6,917,679	7,018,714
営業利益	1,751,867	1,892,717
営業外収益	546,848	715,739
受取利息及び配当金	427,756	610,694
設備賃貸料	20,153	18,878
投資事業組合運用益	45,273	36,106
その他	53,666	50,061
営業外費用	9,197	13,827
支払利息	2,318	2,301
その他	6,880	11,526
経常利益	2,289,517	2,594,629
特別損失	76,426	42,593
関係会社株式評価損	37,586	42,593
減損損失	38,840	—
税引前当期純利益	2,213,091	2,552,036
法人税、住民税及び事業税	604,545	616,868
法人税等調整額	2,177	4,393
当期純利益	1,606,370	1,930,775

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井 勇 治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前川 邦 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社プロネクサス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井 勇治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前川 邦夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社プロネクサス 監査役会

常勤監査役 佐瀬あかね ㊟

監査役 須藤 修 ㊟

監査役 忍田卓也 ㊟

監査役 津田良洋 ㊟

監査役 須藤 修、忍田卓也及び津田良洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



(ご参考)

株主総会参考書類サマリー

本定時株主総会に上程させていただく予定の議案の要旨は以下のとおりです。お手数ですがご高覧いただきますようお願い申し上げます。

第1号議案 取締役9名選任の件

当社では、取締役の信任を毎年株主の皆様にお諮りするため、当社定款により取締役の任期を1年と定めております。つきましては、本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となることから、取締役9名の選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況 (2022年度)		
1	うえの もりお 上野 守生	再任	取締役会長	10/10回 100%		
2	うえの たけし 上野 剛史	再任	代表取締役社長	10/10回 100%		
3	もりさだ ひろふみ 森貞 裕文	再任	取締役 常務執行役員 (システム戦略担当) システムコンサルティング事業部長	10/10回 100%		
4	ふじさわ けんじ 藤澤 賢二	再任	取締役 常務執行役員 (財務・人事戦略担当) 管理統括部長 兼 グループ事業管理室長	10/10回 100%		
5	おざわ のりお 小澤 則夫	再任	取締役 執行役員 (マーケティング戦略担当) マーケティング事業部担当	10/10回 100%		
6	しおつ ゆういち 塩津 裕一	新任	常務執行役員 ファイナンシャル事業部長	—		
7	ながつま たかつぐ 長妻 貴嗣	再任	社外	独立	社外取締役	10/10回 100%
8	しみず けん 清水 謙	再任	社外	独立	社外取締役	10/10回 100%
9	さかい いちろう 酒井 一郎	再任	社外	独立	社外取締役	8/10回 80%

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

【取締役候補者の指名方針・手続】 * 「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

取締役候補者の指名にあたっては、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて決定しております。また、当社では、年に1回実施する取締役会の実効性評価において、取締役に要求される資質や属性についての議論をおこなっているほか、経営戦略上で必要となるスキルを定義し、社内取締役の中から各戦略の担当者を選定しております。

取締役の解任方針については、当該取締役につき法令違反・不当な業務執行等により、当社グループの企業価値を著しく毀損したり、職務執行に著しい支障が生じたりするなど、当社取締役に求める資質が認められなくなった場合には、取締役会で審議の上、役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、決定いたします。

- * 社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに当社で定める独立性判断基準を考慮しております。

【取締役が備えるべきスキルについて】







当社では、経営戦略に照らして取締役が備えるべき専門性や知識・経験・能力等のスキルを以下のとおり定義し、社外取締役が構成の過半数を占める「指名・報酬委員会」において決定しております。

取締役候補者におけるそれぞれのスキルの保有状況については、次ページをご参照ください。

スキル	具体的な内容
企業経営	企業経営に関する経験
営業・マーケティング	当社または他社でのディスクロージャー・IR・金融に関する営業経験
IT・システム	ITやシステムに関する知識またはシステム開発部門での実務経験
法務・コンプライアンス	企業法務やリスクマネジメントに関する知識または法務部門での実務経験
財務・会計	財務や会計に関する知識または経理部門での実務経験
人事・労務	人事や労務に関する知識または人事部門での実務経験

取締役および監査役の専門性や知識・経験・能力等の一覧表（スキル・マトリックス）

本議案に記載の取締役候補者および監査役が保有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、次のとおりであります。

	氏名	属性	主な専門性や知識・経験・能力等					
			 企業経営	 営業・マーケティング	 IT・システム	 法務・コンプライアンス	 財務・会計	 人事・労務
取締役	上野 守生		●					
	上野 剛史		●					
	森貞 裕文				●		●	
	藤澤 賢二					●	●	●
	小澤 則夫			●				
	塩津 裕一			●				
	長妻 貴嗣	社外 独立	●					
	清水 謙	社外 独立	●					
	酒井 一郎	社外 独立	●					
監査役	佐瀬あかね			●				
	須藤 修	社外 独立				●		
	忍田 卓也	社外				●		
	津田 良洋	社外 独立					●	

社外 社外取締役候補者または社外監査役 **独立** 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

- (注) 1. 上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。
2. 社外監査役忍田卓也氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はおこなっておりません。

第2号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

2020年6月に株主の皆様よりご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」につきまして、有効期間である3年が経過することに伴い、内容を一部変更し、更新をお願いするものです。主な変更点は以下のとおりです。

1. 対抗措置の発動に関して、株主総会において、株主の皆様の意思を確認することができる点を明記いたしました。
2. 本プランの対象となる「大規模買付等」の定義について、見直しをおこないました。

▶ **関連リンク**（QRコードを読み取っていただくと、当社スマート招集のウェブサイトへアクセスできます。）



- プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン
- 買収防衛策の継続について（2023年5月11日付適時開示資料）



株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

うえの もりお
上野 守生

(1939年11月5日生)

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1966年1月	当社入社	2008年6月	当社代表取締役社長 兼 CEO
	常務取締役	2010年6月	当社代表取締役会長
1976年1月	当社代表取締役社長	2015年6月	当社取締役会長（現任）

所有する当社の株式数

4,070,880 株

2022年度

取締役会出席状況

10/10回

(100%)

取締役候補者とした理由

上野守生氏は、当社の前社長として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言をおこなっており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

うえの たけし
上野 剛史

(1970年1月30日生)

再任



所有する当社の株式数
734,420 株

2022年度
取締役会出席状況
10/10回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年6月	当社入社	2010年6月	当社代表取締役社長(現任)
1999年10月	当社営業本部電子開示推進室長	2014年7月	台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長(現任)
2000年6月	当社取締役	2019年10月	PRONEXUS VIETNAM CO., LTD Chairman(現任)
2004年4月	当社常務取締役	2021年5月	日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長(現任)
2005年6月	当社専務取締役		
2007年6月	当社取締役副社長		
2008年6月	当社代表取締役副社長 兼 COO		
2010年5月	株式会社アスパコミュニケーションズ 代表取締役社長(現任)		

取締役候補者とした理由

上野剛史氏は、入社以来10年以上にわたり法定開示書類の電子化やデータベース事業など、現在の当社事業の大きな柱となる新分野を立上げ、陣頭指揮を執ってまいりました。当社社長就任後は、中期経営計画の推進により、電子化等の環境変化に対応した事業構造の変革に取り組み、新規事業分野においては海外進出支援事業における業績を順調に拡大いたしました。このように企業価値向上に資する様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

もりさだ ひろふみ
森貞 裕文

(1974年7月30日生)

再任



所有する当社の株式数
4,600 株

2022年度
取締役会出席状況
10/10回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年4月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所	2017年6月	当社執行役員 営業本部システムコンサルティング 事業部長
2000年9月	株式会社インターネットディスクロージャー入社	2019年4月	当社常務執行役員 営業本部システムコンサルティング 事業部長
2006年11月	プライマル株式会社入社 取締役副社長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 (システム戦略担当) システムコンサルティング事業部長 (現任)
2010年10月	当社入社 営業本部営業企画部XBRL推進室専任部長		
2014年3月	当社IT戦略室長		
2016年10月	当社営業本部システムコンサルティング事業部長		

取締役候補者とした理由

森貞裕文氏は、公認会計士として監査法人での勤務経験を持ち、また前職から当社の主力製品である開示書類作成支援システム「PRONEXUS WORKS」の開発にソフトウェア開発者として携わるなど、当社電子開示ビジネスに必要な会計・ITに関する知識と経験を有しております。現在はシステムコンサルティング事業部長として、当社のシステムサービスにおける戦略的な機能強化に取り組んでおり、当社システム戦略の実現に貢献することが期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

ふじさわ

藤澤

けんじ

賢二

(1958年7月18日生)

再任



所有する当社の株式数
18,600 株

2022年度
取締役会出席状況
10/10回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2011年4月	株式会社タイトー 総務人事本部長	2015年6月	当社取締役常務執行役員 管理本部長兼法務・コンプライアンス 室長
2014年4月	当社入社 管理本部副本部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 (財務・人事戦略担当) 管理統括部長
2014年10月	当社管理本部副本部長 兼 法務・コンプライアンス室長	2023年4月	当社取締役常務執行役員 (財務・人事戦略担当) 管理統括部長兼グループ事業管理室長 (現任)

取締役候補者とした理由

藤澤賢二氏は、前職より人事制度設計やコンプライアンス体制の整備に取り組むなど、総務・人事分野での豊富な経験および知識を有しております。現在は管理統括部長として、当社収益管理の強化や人事制度の見直しに取り組んでおり、当社の財務戦略における資本効率の向上と、人事戦略におけるプロフェッショナル人材の育成に貢献することが期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

おざわ

小澤

のりお

則夫

(1959年5月19日生)

再任



所有する当社の株式数
12,800 株

2022年度
取締役会出席状況
10/10回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年10月	当社入社	2013年1月	当社執行役員 営業本部金融ソリューション部長 兼 コミュニケーション企画部長
2007年1月	当社事業企画室長	2020年10月	当社執行役員 マーケティング事業部担当
2008年6月	当社執行役員 事業企画室長	2021年6月	当社取締役執行役員 (マーケティング戦略担当) マーケティング事業部担当 (現任)
2010年3月	当社執行役員 営業本部 I R 事業部長		

取締役候補者とした理由

小澤則夫氏は、入社以来当社の新規事業にかかる企画立案や推進に長く携わり、現在の当社主力事業である I R ビジネスや投信関連、J-R-E-I-T 向けのビジネスの立ち上げに大きく貢献するとともに、同分野における豊富な知識・経験を有しております。現在はマーケティング事業部を掌管する取締役として、多様化する顧客ニーズに対し、市場分析なども踏まえた戦略的なマーケティング活動の推進に取り組んでおり、当社マーケティング戦略における潜在的な顧客ニーズの掘り起こしと新たなビジネスモデルの創出に貢献することが期待できることから、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

し お つ ゆ う い ち
塩津 裕一

(1958年9月18日生)

新任



所有する当社の株式数
12,000 株

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2008年 8月	大日本印刷株式会社 市谷事業部第3営業本部第3部長	2015年 6月	当社常務執行役員 営業本部ファイナンシャル営業部長
2009年11月	当社入社 営業本部ファイナンシャル営業部 担当部長	兼 営業第1部長	
2013年 6月	当社執行役員 営業本部 ファイナンシャル営業第1部長	2021年 6月	当社常務執行役員 ファイナンシャル事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

塩津裕一氏は、前職より大手印刷会社にて出版業界における営業に携わり、当社入社後は、投信会社向け開示書類作成支援システム「PRONEXUS FUND DOCUMENT SYSTEM」の拡販や当社事業の成長分野であるWebビジネスの領域拡張に貢献するなど、印刷分野から非印刷分野における幅広い知識と経験を有しております。現在はファイナンシャル事業部長として、投資信託分野のペーパーレス化に対応した新たなデジタル商材拡販に取り組むなど、当社ソリューション戦略の目指す非印刷製品の領域拡張に貢献することが期待できることから、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

7

な が つ ま た か つ ぐ
長妻 貴嗣

(1965年5月21日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一 株

2022年度
取締役会出席状況
10/10回
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	1996年 6月	同社専務取締役経営企画部長
1994年 1月	三協フロンティア株式会社入社	2001年 6月	同社代表取締役専務営業推進本部長
1995年 6月	同社取締役経営企画部長 兼 営業本部 地方ブロック統括	2002年 6月	同社代表取締役社長（現任）
		2016年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長妻貴嗣氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

8

しみず
清水

けん
謙

(1968年6月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

2022年度
取締役会出席状況
10/10
(100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井 2003年4月 同社代表取締役社長（現任）
住友銀行） 入行 2018年6月 当社社外取締役（現任）
1998年5月 株式会社ダブリュー・ディー・アイ
ホールディング（現株式会社WDI）入社
取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

清水謙氏は、現在上場企業の代表取締役社長を務めており、北米やアジア諸国など幅広い地域でのマネジメントに関する豊富な経験を有しております。そうした経営者としての経験とグローバルな視点から、当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、グループガバナンスのさらなる強化が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

さかい
酒井

いちろう
一郎

(1961年12月4日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

2022年度
取締役会出席状況
8/10回
(80%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年7月 酒井重工業株式会社入社 1995年3月 同社代表取締役社長（現任）
1991年6月 同社取締役経営企画室副室長 2019年6月 当社社外取締役（現任）
1993年7月 同社常務取締役業務推進室長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

酒井一郎氏は、現在創業から100年以上続くグローバルな建機メーカーにおいて代表取締役社長を務めており、長年にわたり経営全般に携わっております。そうした企業経営にかかる豊富な知識と経験により培った中長期的かつ大局的な視点から、当社の企業価値およびサステナビリティ向上に資する適切なお助言をいただけることが期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏は、現在当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって長妻貴嗣氏が7年、清水謙氏が5年、酒井一郎氏が4年であります。
4. 当社は長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定しております。各氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしております。なお、各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2008年4月30日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2020年6月24日開催の当社第76回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2023年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プランを決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

なお、現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①対抗措置の発動に関して、株主総会において、株主の皆様の意思を確認することができる点を明記しました。
- ②本プランの対象となる「大規模買付等」の定義について、見直しをおこないました。
- ③その他一部語句の修正、文言の整理等をおこないました。

つきましては、本プランの更新につきましてご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの目的・必要性

当社が本プランを継続する重要な背景として、当社事業特有の高い社会性があります。当社がお客様から受注するディスクロージャー書類の多くは、投資家が適切な投資判断をおこなうために法律・制度で定められたものであり、その内容の適正性や納期の厳格性は、一般の印刷物と大きく異なります。このため当社は、いわば資本市場に直結した一種の社会的インフラの一翼を担っているといえます。従って、当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っています。また、全上場会社のうち、株主総会招集通知と有価証券報告書のいずれかを受注している顧客数割合が約60%を占めているため、その影響は極めて大きなものがあります。

当社は、こうした事業特性が必然的にもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時適切に情報開示をおこなうことにより透明性を確保することとしております（独立委員会規程の概要は別紙1「独立委員会規程の概要」のとおりです。また、2023年5月11日時点において在任する独立委員会委員の略歴は別紙2「独立委員会委員の略歴（五十音順）」のとおりです。）。

当社株式における役員およびその関係者の株式保有比率は、当社が把握する限りにおいて、約35%となっております。しかしながら、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思にもとづく取引等により当社株式が譲渡されるのはもちろんのこと、株主それぞれの事情により譲渡、処分、相続等がなされ、結果として当社役員およびその関係者の株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。

また、今後の事業拡大等に伴い設備資金等の調達が必要となった際、その調達方法は必ずしも金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの調達も有力な選択肢となり、その場合には各株主の株式保有比率が希釈化される可能性もございます。

これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対する企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性が否定できないのであります。なお、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)から(iii)のいずれかに該当する当社株券等の買付け等、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等をおこない、またはおこなおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。）との間でおこなう行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります）。

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

なお、「意向表明書」をはじめ、買付者等から当社にご提供いただく書面はすべて日本語により表記していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注11）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注12）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきますが、最終の回答期限日は、当社取締役会が「情報リスト」を買付者等に発送後60日（初日不算入）を超えないものとします。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等をおこなった後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

- (vi) 買付者等がすでに保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取り決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先および資本市場関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、直ちにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知をおこなった後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等をおこなうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時適切に株主の皆様へ開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告をおこなうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した第三者（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2.(1)本プランに係る手続きを遵守しなかった場合、または別紙3に掲げる類型等を斟酌して、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合のいずれかの場合において、対抗措置の発動による買付者等の不利益等を勘案しても対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、独立委員会は、検討・評価等をおこなった結果、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を確認することが相当であると判断した場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、買付者等の大規模買付等に関する株主意思の確認をおこなうこと等を勧告することができるものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

⑥株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記⑤にもとづき、独立委員会による勧告を最大限尊重し、株主意思確認総会を開催することが適当であると判断した場合、または、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会の招集手続きおよび議決権行使方法は、法令および当社定款にもとづく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続きおよび議決権行使方法を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、当社取締役会が決定するものとします。

⑦取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から直ちに對抗措置の発動または不発動の決議をおこなうものとします。ただし、上記⑥にもとづき株主意思確認総会を開催した場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、對抗措置の発動または不発動の決議をおこなうものとします。

当社取締役会は、上記の決議をおこなった場合には、その内容が對抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑧對抗措置の中止または発動の停止

独立委員会が上記⑤の手続きに従い對抗措置の発動を勧告した後、上記⑥の手続きに従い株主意思確認総会の招集手続きを開始した後、当社取締役会が上記⑦の手続きに従い對抗措置の発動を決議した後、または對抗措置の発動後のいずれの段階においても、(i)買付者等が大規模買付等を撤回もしくは中止した場合、または(ii)對抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から對抗措置を発動もしくは発動した對抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告にもとづき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、對抗措置の中止または発動の停止をおこなうものとします。当社取締役会は、上記決議をおこなった場合、直ちに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑨大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑦に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において對抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てをおこなうこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。なお、行使条件を充足しないことにより新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、上記(1)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議をおこなった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社定款上取締役の任期は1年でありますので、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であるほか、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示をおこないます。

3. 本プランの合理性

(1) 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(2) 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(3) 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また、本プランにもとづく対抗措置の発動に関して、一定の場合には株主の皆様の意思を確認することができることとしており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。加えて、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体はおこなわれません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てをおこなう場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑧に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をおこなった場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割当てられ、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みをおこなっていただきます。）。ただし、当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権を行使していただくことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議がおこなわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則にもとづき、適時適切に開示または通知をおこないますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後において、これらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者に含まれる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)および(iii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- (注9) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎としておこなうものとします。
- (注10) 本(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注11) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- (注12) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的に、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役または(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議にもとづき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランに係る対抗措置の発動是非に関する株主意思確認総会の開催の要否
 - (4) 本プランの廃止および変更
 - (5) その他本プランに関連する相当な範囲において当社取締役会が独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

忍田 卓也（おしだ たくや）

- 1995年4月 弁護士登録（現任）
- 1999年9月 ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所（テキサス州ヒューストン）入所
- 2000年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
- 2000年7月 あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
- 2003年1月 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー（現任）
- 2020年6月 当社社外監査役（現任）

須藤 修（すどう おさむ）

- 1980年4月 弁護士登録（現任）
- 1999年6月 須藤・高井法律事務所パートナー
- 2011年6月 三井倉庫株式会社（現 三井倉庫ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
- 2016年5月 須藤綜合法律事務所パートナー（現任）
- 2016年6月 当社社外監査役（現任）
京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現任）

津田 良洋（つだ よしひろ）

- 1985年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1988年3月 公認会計士登録（現任）
- 1993年7月 米国デロイト&トウシュ デトロイト事務所出向
- 1998年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員
- 2002年9月 英国デロイト&トウシュ ロンドン事務所出向
- 2007年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員
- 2016年7月 日本公認会計士協会 常務理事
- 2019年8月 津田良洋公認会計士事務所長（現任）
- 2021年6月 当社社外監査役（現任）
沖電気工業株式会社社外監査役（現任）

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得をおこなっているまたはおこなおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等をおこなうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等をおこなう場合は、所要の調整をおこなうものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者（注13）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注14）、(4)特定大量買付者の特別関係者もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注15）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

なお、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

(注13) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注14) 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）をおこなう旨の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。組合その他のファンドにかかる「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。また、当社株券等に関する名義貸しもしくは借株、または本新株予約権の行使もしくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を(1)ないし(6)に該当する者との間でおこなっている者について、当社取締役会は上記(1)ないし(6)に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとします。

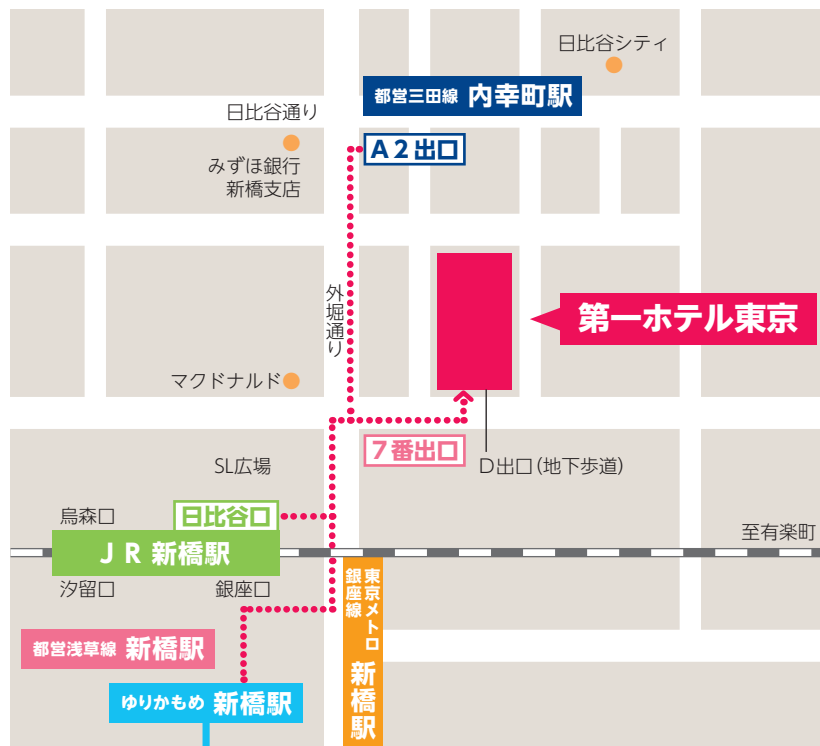
以 上

株主総会会場ご案内図

第一ホテル東京 4階「プリマヴェーラ」

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL (03) 3501-4411



交通

- J R 新橋駅** ▶ **日比谷口** より 徒歩約2分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅** ▶ **7番出口** より 徒歩約2分
- 都営浅草線 新橋駅** ▶ **7番出口** より 徒歩約2分
- 都営三田線 内幸町駅** ▶ **A2出口** より 徒歩約3分
- ゆりかもめ 新橋駅** ▶ 徒歩約5分

株主総会オンラインサイトのご案内
当社では会場でのご出席に加え、専用サイト（三菱UFJ信託銀行株式会社「Engagement Portal」）によるオンラインでのご出席が可能です。詳細は同封のご案内をご参照ください。

NAVITIME
出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。スマートフォンでQRコードを読み取ってください。



この招集ご通知は、当社が開発した最新版の**PRONEXUS WORKS**により作成したものであります。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。